

徳島県告示第七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う訪問看護事業所		担当する	指 定
名 称	所在地	名 称	所在地	医療の種類	年 月 日
株式会社彩都	鳴門市撫養町立岩字七枚五 八	訪問看護ステーション 彩都	鳴門市撫養町立岩字七枚五 八	育成医療（訪問看護） 更生医療（訪問看護）	令和三年三月 一日
一般社団法人吉野川 市医師会	吉野川市鴨島町飯尾四 番地一	一般社団法人吉野川市 医師会訪問看護ステーション	吉野川市鴨島町飯尾四 番地一	同	同